

誓約書

私は、壬生町中小企業融資融資期間延長等の変更に関する要綱に係る変更申込にあたり、下記事項について誓約します。

記

- ・要件審査のため、町税、上下水道料金等町に納付すべき公共料金について納付状況を確認することに同意します。
- ・壬生町中小企業融資融資期間延長等の変更に関する要綱第 9 条に定める内容に該当した際には融資金の全部または一部を返還することに同意します。

以上

(参考) 壬生町中小企業融資融資期間延長等の変更に関する要綱第 9 条関係抜粋

第 3 条 対象者は、この要綱に基づく申込み時点において次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 規則に基づく融資を受けている者
- (2) 法人にあっては町内に本社又は事業所を有している者、個人にあっては町内に事業所又は住所を有している者
- (3) 町税、上下水道料金等町に納付すべき公共料金を完納している者

第 5 条 対象者は、融資条件変更を希望する場合は、金融機関及び保証協会が審査する上で必要とする書類を添えて、金融機関に申し込むものとする。

2 前項の規定による申込みにより、融資条件変更を行う金融機関は、対象者に変更内容を確認した上で、壬生町中小企業融資条件変更申込書（様式第 1 号）により、壬生町中小企業融資振興会（以下「融資振興会」という。）に申し込むものとする。

3 融資振興会は、融資条件変更を承認するときは、壬生町中小企業融資条件変更承認書（様式第 2 号）により、その旨を金融機関に通知する。

第 9 条 町長は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、取扱金融機関をして融資金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第 3 条に定める要件に違反したとき。
- (2) 第 5 条に定める承認を受けた条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により融資条件変更を受けたとき。
- (4) その他町長が融資の継続が適当ではないと認めたとき

令和 年 月 日

壬生町長 様

住所

氏名

⑩